別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～九十一　（略）	（略）
九十二　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係る試験	七十九万六千円
九十三　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、仕切り装置に係る試験	四十二万二千円
九十四～百七十六　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第九十七号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第百五号	二十八万千円
第百八号	二十八万千円
第百九号	四十二万二千円
第百十三号	二十八万千円
第百十四号	二十八万千円
第百十八号	二十八万千円
第百六十二号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百七十四号	三百十八万三千円

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～九十一　（略）	（略）
九十二　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係る試験	七十九万六千円
九十三～百七十五　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第九十六号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第百四号	二十八万千円
第百七号	二十八万千円
第百八号	四十二万二千円
第百十二号	二十八万千円
第百十三号	二十八万千円
第百十七号	二十八万千円
第百六十一号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百七十三号	三百十八万三千円